

皆さんにお知らせします！

## 「年金講座」で知った **得** 情報

### 1 年金を受け取るとき

◇加入期間のチェック・・・原則として25年以上の加入期間が必要ですが、「特例の保険料免除期間+合算対象期間」「厚生年金加入期間特例」「厚生年金中高齢特例」などで **25年未満でも** 受け取ることができます。

\* **合算対象期間**とは、カラ期間で国民年金の自由加入期間（S. 36. 4～S. 61. 4まで）や海外へ行っていた期間など。

◇特例で支給の62歳から年金を受け取ることが出来る人は、

**金額はかわらない**ので、65歳まで待っていないで受け取ること。

◇中高等学校卒業後就職をした人で、44年（528ヶ月）の加入期間があれば、

**65歳前でも**老齢基礎年金が満額受け取ることが出来る。

### 2 58歳で送られてきた「ねんきん定期便」の要チェック

◇まずは加入期間のチェックをします。「結婚前の記録」「倒産した会社」「アルバイトの期間」。

また「**厚生年金基金**」のチェックも忘れずに！不明な点は[企業年金連合会]に問い合わせをする。

### 3 定年退職後の年金

◇年金の加入月数は資格を取得したその月から資格を**喪失した日の前月**までです。（例 3/31 に退職をしたら、加入月は2月です。）退職をするときは月数をよく確認すること。

◇**定年後の働き方**（\*賃金ではなく就業時間で違ってきます。）

「フルタイム 30時間以上」

- ・厚生年金加入・健康保険加入・雇用保険加入
- ・高年齢雇用継続給付金あり・厚生年金の減額

「20時間以上」

- ・厚生年金加入なし・健康保険加入なし・雇用保険加入
- ・高年齢雇用継続給付金あり・厚生年金の減額なし。

◇60歳以上65歳未満の方の**在職老齢年金**

・年金月額と総報酬月額相当額の合計が **28万円以下**なら減額はありませぬ。

\* **総報酬月額相当額** = 当月の標準報酬月額（給料） + 当月以前1年間の標準賞与額 ÷ 12

◇「**在職老齢年金**」（パート・アルバイトで厚生年金に加入をしない場合は減額をされませぬ。）

また、70歳以上は厚生年金の加入はありませぬ。）

#### ◇再雇用と公的年金

60歳から再雇用で働き始めた時、前の給料の75%未満なら「高年齢雇用継続給付」、「在職老齢年金」がある。厚生年金に再加入し、給料収入があると年金はカットされますが、退職後の年金は増える。

年金月額	総報酬月額	支給停止額（カットされる金額）
・合計 28万円以下		支給調整なし（全額支給）
	46万円以下	(総報酬月額相当額 + 年金月額 - 28万円) ÷ 2
・28万円以下	46万円超	(46万円 + 年金月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)

◇年金の受け取り方や退職後の働き方は人それぞれに違います。各[年金事務所]に問い合わせをして、良い選択をしましょう！